

京都市客引き行為等の禁止等に関する条例の
施行に関する重要事項について（答申）

（客引き行為等禁止区域の指定について）

平成27年7月

京都市客引き行為等対策審議会

はじめに

近年、市内の繁華街において、居酒屋、カラオケ店等による「客引き行為」が目につく状況にあり、市民や観光旅行者その他の滞在者（以下「市民等」という。）の安心かつ安全な通行が妨げられるなど、大きな問題となっている。

こうした状況を受け、一部の商店会や自治組織では、客引き行為をなくすための自主的な巡回や、京都市、京都府警察との合同パトロールに取り組まれてきたが、大きく改善するには至らず、公的な規制が必要と判断されるに至った。

そこで、「京都市客引き行為等の禁止等に関する条例」（以下「条例」という。）が制定され、平成27年4月1日から一部施行された。

この条例は、市民等にとって安心かつ安全なまちづくりの推進、国際文化観光都市にふさわしいおもてなしを尊重する気運の醸成並びに悠久の歴史の中で培われてきた本市の都市格の維持及び向上に資することを目的として制定された。

条例第8条第1項では、公共の場所における安心かつ安全な通行を確保するために客引き行為等を禁止する必要があると認められる区域について、市長は、客引き行為等禁止区域（以下「禁止区域」という。）に指定できると規定され、同条第2項では、禁止区域を指定しようとするときは、市長は、条例第14条の規定に基づき、市長の諮問機関として設置されている京都市客引き行為等対策審議会の意見を聴くよう定められている。

禁止区域における客引き行為等の禁止に係る規定は、平成27年9月1日から施行されること、本審議会は、平成27年6月19日に、市長から禁止区域の指定についての諮問を受けた。

今回、禁止区域の指定について答申を行うものであるが、今後、禁止区域の指定を契機として、京都市、事業者並びに商店会等が各々の責務を果たし、市内全域において公共の場所における安心かつ安全な通行が確保されるようになることを期待するものである。

1 禁止区域の指定の考え方

- (1) 条例は、道路、公園その他の公共の場所において、事業者に対し、客引き行為等を行い、又は行わせることのないよう努力する義務を課すとともに、「禁止区域」を設け、違反者に罰則を適用することとしている。

ところで、客引き行為等については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律や京都府迷惑行為防止条例により、従前からその一部が規制対象となっているが、その対象外の行為については、通常の営業行為として行われてきた側面がある。

本条例は、こうした営業行為についても新たに規制しようとするものであり、営業の自由を制限することとなる禁止区域の指定は、市民等の安心かつ安全な通行に及ぼす影響が大きいと想定される区域に限定すべきである。

- (2) 一方、現に客引き行為者が多いエリア（以下「中心エリア」という。）のみを禁止区域とした場合、客引き行為者にとっては従来より少し範囲を広げて客引き行為等を行うだけで、罰則を免れて目的の店舗への案内を継続することが可能となってしまう。

したがって、客引き行為等の範囲の拡大が懸念される周辺のエリア（以下「周辺エリア」という。）についても、精査したうえで禁止区域に加えておくべきである。

2 禁止区域の指定の要件

中心エリアと周辺エリアについては客引き行為の現状が大きく異なるため、禁止区域指定の要件についても分けて考えるべきである。

(1) 中心エリアに係る要件

客引き行為等が行われないようにするためには、行政による規制のみでは限界があり、地域の力で、客引き行為等を行いにくい気運を高めていただくことが不可欠である。また、営業の自由を制限することとなる観点も併せ、次の要件をいずれも満たす区域を、中心エリアとして禁止区域とすることを妥当とする。

- ① 地域において、客引き行為等をなくすための自主的な巡回等の取組があること
- ② 禁止区域指定に係る要望を市へ提出していること

(2) 周辺エリアに係る要件

まず、中心エリアと周辺エリアとでは、両者の指定要件がバランスを欠くものとならないようにすべきである。ただし、客引き行為等が少ない周辺エリアに対しては、自主的な巡回等の取組が現に行われていることを要件とするのではなく、禁止区域の指定を受けて取組を行う体制があることを求めるべきである。

そこで、周辺エリアについては、

- ④ 地域において、客引き行為等をなくすための自主的な巡回等の体制があること
- ⑤ 禁止区域指定に係る要望を市へ提出していること

を要件とする。

また、同じく客引き行為者の流入の観点からは、上記の2要件に加えて以下の要件を全て満たす区域を、周辺エリアとして禁止区域とすることを妥当とする。

- ⑥ 継続的な人の流れがあること
- ⑦ 中心エリアに隣接していること
- ⑧ 客引き行為者が多い地点からの距離が、概ね400m以内（徒歩5分圏内を目安としたもの）であること

3 禁止区域の指定の方法

(1) 禁止区域の指定の方法としては、面（地域）で指定する方法と線（道路・都市公園）で指定する方法とがある。

(2) 面で指定する場合、市民等が禁止区域を把握しやすくなる反面、面の中には規制対象とならない私有地も含まれてしまうため、実際に規制される区域の判別が難しい。

一方、線で指定する場合、面の指定に比べて市民等にとって禁止区域を全体的に把握しにくくなる側面はあるが、規制する箇所のみ指定であり、明解である。

(3) これらを勘案すると、線（道路・都市公園）で指定する方法が望ましいといえる。

4 具体的な禁止区域

- (1) 諮問によると、上記①又は②の要件を満たす、15の商店会及び自治組織から要望が提出された。
- (2) 市が平成26年度に行った客引き行為者数調査を参考にすると、現に客引き行為者が多かった地点（平均行為者数3人以上）を要望区域に含めている商店会及び自治組織のうち、河原町商店街振興組合、河原町蛸薬師商店街振興組合、三条小橋商店街振興組合、祇園縄手繁栄会、立誠自治連合会の5団体は、①及び②の要件を満たすことから、これらの団体からの要望区域は、中心エリアとして禁止区域に指定することが妥当である。
- (3) 一方で、上記5団体以外の10団体については、中心エリアとしての要件を満たしているとはいえない。ただし、そのうち、三条名店街商店街振興組合、新京極商店街振興組合、寺町京極商店街振興組合、木屋町共栄会、先斗町まちづくり協議会の5団体の要望区域は、中心エリアとしての要件を満たす立誠自治連合会の要望区域に包含されている。
- (4) そこで、残る5団体、すなわち、四条繁栄会商店街振興組合、寺町専門店会商店街振興組合、パレット河原町商店街振興組合、祇園商店街振興組合、銅駝自治連合会について、周辺エリアとしての要件を満たすかを確認する必要がある。

まず、これらの団体は中心繁華街に存するといえるため、前述の要件③を満たすことは明らかである。さらに、いずれの団体も、中心エリアの要件を満たす立誠自治連合会又は祇園縄手繁栄会の要望区域に隣接していることから、要件④も満たしているといえる。

要件③については、客引き行為者が流入する可能性を踏まえて、前述の客引き行為者数調査において客引き行為者が多かった地点（平均行為者数3人以上）を起点として、「概ね400m以内」の距離制限を設けるものである。この要件により、四条繁栄会商店街振興組合の要望区域の一部が該当しないことになる。

- (5) これらを踏まえ、寺町専門店会商店街振興組合、パレット河原町商店街振興組合、祇園商店街振興組合、銅駝自治連合会については、その要望区域すべてを周辺エリアとし

て禁止区域に指定することとするが、四条繁栄会商店街振興組合の要望区域については、富小路通以東のみを禁止区域とすべきである。

(6) 以上から、別添地図のとおり禁止区域とすることを答申する。

(7) なお、指定する禁止区域に接する私有地のうち、不特定かつ多数の者の通行の用に供している公共性の高い私有地において、当該土地を禁止区域に指定することについて、その土地及びその土地を敷地とする建物の所有者・管理者等の全員の同意が得られた場合は、本審議会への諮問は要さず、同意を得られた段階で順次禁止区域に加えるものとする。

<付帯意見>

本審議会は、今後の京都市の客引き行為等対策において、次の事項に留意することを市長に具申する。

- 1 平成27年9月1日以降、禁止区域内において指導・勧告・命令・公表及び過料徴収を開始することにより、禁止区域外に生じる影響について継続的に調査すること。
- 2 新たに禁止区域の指定の要件を満たす区域が生じたときは、禁止区域の指定について、本審議会に諮問すること。
- 3 今後情勢が変化した場合は、本審議会において、禁止区域の指定の要件の見直しを行う可能性があること。